

飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例(令和8年飯塚市条例第25号)第2条第3号及び第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月5日

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 建築行為届出区域 別図表示の区域
- 2 基準となる高さ 標高14.65m以上(測地成果2011)



別図

飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例(第2条第3号関係)

建築行為届出区域

